## 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第109回大規模小売店舗立地審議会)

#### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 北善ビル

2 所在地 市川市東菅野五丁目2095番地2ほか

3 建物設置者 有限会社北善 代表取締役 北川善剛

4 小売業者名 株式会社マルエツ (業種:食料品等)

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時(年間60日午前9時)

(変更後) 午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分~午後10時

(年間60日午前8時45分~午後10時)

(変更後) 午前8時45分~午後10時

6 変更年月日 平成25年8月23日

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年8月22日

(2) 公告縦覧期間 平成25年9月27日~平成26年1月27日

(3) 説明会 平成25年9月17日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 市川市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年1月30日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間を昼間の範囲内で1時間早める変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、既に年間60日運用している内容であり、 また騒音等の周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

#### <届出概要>

1 店舗面積:1,210 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:63台

3 駐輪場の収容台数:73台

4 荷さばき施設の面積:218.32㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:18.1㎡

6 開店時刻:午前9時

閉店時刻:午後9時50分

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時45分~午後10時

8 駐車場の出入口の数:1か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前7時~午後8時

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第109回大規模小売店舗立地審議会)

#### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 松戸ビル・松戸ビル新館

2 所在地 松戸市松戸字坂下1307番地1ほか

3 建物設置者 松戸市 松戸市長 本郷谷健次ほか

4 小売業者名 株式会社三越伊勢丹 (業種:百貨店) ほか

5 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(2) 小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

6 変更年月日 平成25年9月21日

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年8月23日

(2)公告縦覧期間 平成25年9月20日~平成26年1月20日

(3) 説明会 平成25年9月17日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1)松戸市の意見 なし

(2)住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年2月14日通知

<理由>

# 埋田之

(1) この変更届出は、駐輪場の位置の変更及び閉店時間を昼間の範囲内で1時間繰り下げる変更で、交通及び騒音等への影響も軽微であると認められること。

(2) 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

#### <届出概要>

1 店舗面積:31,268㎡

2 駐車場の収容台数:987台

3 駐輪場の収容台数:249台

4 荷さばき施設の面積:475㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:167.4㎡

6 開店時刻:午前10時(年間30日午前9時)

閉店時刻:午後9時

7 駐車場利用可能時間帯:

午前9時30分~午後9時30分

(年間30日午前8時~午後9時30分)

8 駐車場の出入口の数:9か所

9 荷さばき可能時間帯:午前7時~午後8時

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第109回大規模小売店舗立地審議会)

#### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 (仮称)カスミ柏たなか駅前店

2 所在地 柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業69-1街区1ほか

3 建物設置者 株式会社カスミ 代表取締役 小濵裕正

4 小売業者名 株式会社カスミ (業種:食料品等)

5 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所 (変更後) 2 箇所

6 変更年月日 平成26年5月25日 5- (1)

平成25年9月25日 5- (2)

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年9月24日

(2)公告縦覧期間 平成25年10月8日~平成26年2月8日

(3) 説明会 平成25年10月17日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 柏市の意見 なし

(2)住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年3月4日通知

<理由>

(1) この変更届出は、付近住民の意見を反映して出入口を変更し、それに伴い駐輪場の位置を変更するものであり、交通や騒音等周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

- (2) 法第8条第1項に規定する柏市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

1 店舗面積: 2, 465 m²

2 駐車場の収容台数:125台

3 駐輪場の収容台数:126台

4 荷さばき施設の面積:82㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:39㎡

6 開店時刻:午前9時

閉店時刻:午前0時

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時30分~翌午前0時30分

8 駐車場の出入口の数:2か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後10時

#### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 志津ショッピングセンター

2 所在地 佐倉市西志津四丁目1番2

3 建物設置者 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

4 小売業者名 株式会社マルエツ (業種:食料品等) ほか

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時(年間60日午前9時)

(変更後) 午前 9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分(年間60日午前8時45分)~午後10時

(変更後) 午前8時45分~午後10時

6 変更年月日 平成25年9月26日

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年9月25日

(2) 公告縦覧期間 平成25年10月18日~平成26年2月18日

(3) 説明会 平成25年10月10日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 佐倉市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

### 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年3月10日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間について年間60日に限って1時間早めていたものを通年実施する変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

#### <届出概要>

1 店舗面積:3,549 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:151台

3 駐輪場の収容台数:203台

4 荷さばき施設の面積:330㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:36㎡

6 開店時刻:午前9時

閉店時刻:午後9時50分(マルエツ)

午後9時(その他)

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時45分~午後10時

8 駐車場の出入口の数:3か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後7時

## 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 ゆりのき台ショッピングプラザ

2 所在地 八千代市ゆりのき台三丁目1番7ほか

3 建物設置者 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

4 小売業者名 株式会社マルエツ (業種:食料品等) ほか

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻(マルエツのみ)

(変更前) 午前10時(年間60日午前9時)

(変更後) 午前 9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分(年間60日午前8時30分)~午前0時30分

(変更後) 午前8時30分~午前0時30分

6 変更年月日 平成25年9月26日

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年9月25日

(2) 公告縦覧期間 平成25年10月15日~平成26年2月15日

(3) 説明会 平成25年10月21日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 八千代市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年3月10日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間について年間60日に限って1時間早めていたものを通年実施する変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する八千代市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

#### <届出概要>

1 店舗面積:1,909m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数: 67台

3 駐輪場の収容台数:124台

4 荷さばき施設の面積:36.8㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:40㎡

6 開店時刻:午前9時(マルエツ)

午前10時(その他)

閉店時刻:午前0時(マルエツ)

午後9時(その他)

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時30分~午前0時30分

8 駐車場の出入口の数:4か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前3時~午後10時

# 変更事項届出の概要(法附則第5条第1項)

(第109回大規模小売店舗立地審議会)

#### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 株式会社マツモトキョシビル

2 所在地 松戸市新松戸五丁目138番地ほか

3 建物設置者 株式会社マツモトキョシ 代表取締役 松本清雄

4 小売業者名 株式会社コモディイイダ (業種:食料品等) ほか

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前9時

(2) 小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後9時

(変更後) 午後9時45分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午後9時15分

(変更後) 午前8時45分から午後10時

- 6 変更年月日 平成25年9月26日
- 7 処理経過
- (1) 届出日 平成25年9月25日
- (2)公告縦覧期間 平成25年10月18日~平成26年2月18日
- (3) 説明会 平成25年10月23日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
- (1)松戸市の意見 なし
- (2)住民等の意見 なし

#### 第2 県の意見

「意見なし」 平成26年2月25日通知

<理由>

(1) この変更届出は、開店時刻の繰り上げ及び閉店時刻の繰り下げ、並びにそれに伴い駐車場利用時間帯を延長するもので、昼間の時間帯の範囲の変更 であり、騒音や交通への影響も軽微であると認められること。

(2) 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

#### <届出概要>

1 店舗面積:1,673 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:42台

3 駐輪場の収容台数:40台

4 荷さばき施設の面積:56㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:32㎡

6 開店時刻:午前9時

閉店時刻:午後9時45分

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時45分~午後10時

8 駐車場の出入口の数:2か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後10時